

岐阜県無人航空機による農薬の空中散布の届出等に係る事務処理要領

令和元年 11 月 5 日

農園第 749 号

第 1 趣旨

この事務処理要領は、岐阜県内において、「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）。（以下「ガイドライン」という。）に規定する届出等の方法について定める。

第 2 定義

- 1 この事務処理要領において「実施主体」とは、防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者をいう。
- 2 この事務処理要領において「無人航空機」とは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 2 項に定める「無人航空機」のうち、無人ヘリコプター及び無人マルチローター（ドローン）をいう。
- 3 この事務処理要領において「空中散布」とは、無人航空機による農薬の散布をいう。
- 4 この事務処理要領において「事故」とは、空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故をいう。

第 3 無人ヘリコプターによる空中散布の届出

1 空中散布の年間事業計画の届出

- (1) 実施主体は、翌年度の無人ヘリコプターによる空中散布の事業計画（以下「年間事業計画」という。）を別記様式 1 により、実施区域の市町村の担当課へ 3 月 10 日までに届け出る。

なお、事業計画書に添付する農薬散布区域の分かる地図については、散布実施日の 1 週間前までに、市町村の担当課へ提出するものとする。

- (2) 市町村は、実施主体から提出された年間事業計画書を、3 月末までに管轄の農林事務所（農業振興課）に送付する。

また、農薬散布区域の分かる地図については、実施主体から提出後、直ちに農林事務所に送付するものとする。

- (3) 農林事務所は、管内の市町村から送付された年間事業計画書（農薬散布区域の分かる地図を除く。）を取りまとめ、計画年度の 4 月 10 日までに病虫害防除所に送付する。

- (4) 病虫害防除所は、農林事務所から送られた年間事業計画書を取りまとめ、計画年度の 4 月 20 日までに岐阜県農政部農産園芸課（以下「農産園芸課」という。）へ提出する。

2 年間事業計画書以外に実施する空中散布計画の届出

- (1) 実施主体は、年間事業計画書以外に無人ヘリコプターによる空中散布を実施する場合は、実施する月の前月末までに、当該事業計画を別記様式 1 により、実施区域の市町村の担当課に届け出る。

なお、事業計画書に添付する農薬散布区域の分かる地図については、第 3-1-(1)の規定にかかわらず、同時に提出するものとする。

- (2) 市町村は、実施主体から提出された事業計画書を、管轄の農林事務所（農業振興課）に速やかに送付する。
- (3) 農林事務所は、市町村から送付された事業計画書（農薬散布区域の分かる地図を除く。）を、病虫害防除所に速やかに送付する。
- (4) 病虫害防除所は、農林事務所から送付された事業計画書を、農産園芸課に速やかに送付する。

3 空中散布の実績報告

- (1) 実施主体は、空中散布を実施した場合は、その結果を別記様式 2 により実施区域の市町村の担当課に遅滞なく提出する。
- (2) 市町村は、実施主体から提出された実績報告書を、農林事務所（農業振興課）に速やかに送付する。
- (3) 農林事務所は、市町村から送付された実績報告書を、病虫害防除所に速やかに送付する。
- (4) 病虫害防除所は、各農林事務所から送付された実績報告書を取りまとめ、翌年度の 4 月 20 日までに農産園芸課に提出する。

4 東海農政局への提出

- (1) 農産園芸課は、病虫害防除所から提出された年間事業計画書を、実施年度の 4 月末までに東海農政局（消費・安全部安全管理課）に提出する。また、年間事業計画以外で提出された事業計画書については、当該実施月の 10 日までに、東海農政局（消費・安全部安全管理課）に提出する。
- (2) 農産園芸課は、病虫害防除所から提出された実績報告書を、翌年度の 4 月末までに東海農政局（消費・安全部安全管理課）に提出する。

5 事故発生時の報告

- (1) 実施主体は、事故が発生した場合は、直ちに実施区域内の農林事務所（農業振興課）に連絡するとともに、別記様式 3 の 1 から 14 までの内容を記入したものを第一報として、遅滞なく報告する。

なお、当該事故が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）等の他法令に係る場合は、併せて、その規定によるものとする。

- (2) 実施主体から報告を受けた農林事務所は、直ちに農産園芸課及び関係市町村に連絡するとともに、実施主体から提出された第一報（別記様式 3）の内容を確認したうえ、速やかに農産園芸課に送付する。
- (3) 農産園芸課は、農林事務所から送付された第一報の内容を確認した後、東海農政局（消

費・安全部安全管理課)に遅滞なく報告する

- (4) 実施主体は、事故発生後1か月以内に別記様式3の1から16までの内容を記載し、最終報として管轄農林事務所に提出する。
- (5) 農林事務所は、実施主体から提出された最終報の内容を確認し、速やかに農産園芸課に送付する。
- (6) 農産園芸課は、農林事務所から送付された最終報の内容等を確認した後、東海農政局(消費・安全部安全管理課)に遅滞なく報告する。

第4 無人マルチローター(ドローン)の事故発生時の報告

- (1) 実施主体は、事故が発生した場合は、直ちに実施区域内の農林事務所(農業振興課)に連絡するとともに、別記様式4の1から14までの内容を記入したものを第一報として、遅滞なく報告する。
なお、当該事故が航空法等の他法令に係る場合は、併せて、その規定によるものとする。
- (2) 実施主体から報告を受けた農林事務所は、直ちに農産園芸課及び関係市町村に連絡するとともに、実施主体から提出された第一報(別記様式4)の内容を確認したうえ、速やかに農産園芸課に送付する。
- (3) 農産園芸課は、農林事務所から送付された第一報の内容を確認した後、東海農政局(消費・安全部安全管理課)に遅滞なく報告する。
- (4) 実施主体は、事故発生後1か月以内に、別記様式4の1から16までの内容を記載し、最終報として管轄農林事務所に提出する。
- (5) 農林事務所は、実施主体から提出された最終報の内容を確認し、速やかに農産園芸課に送付する。
- (6) 農産園芸課は、農林事務所から送付された最終報の内容等を確認した後、東海農政局(消費・安全部安全管理課)に遅滞なく報告する。

第5 届出等の方法

この事務処理要領で定める届出等については、原則、電子メールによるものとする。(届出等のメールアドレス別紙)

なお、事業計画書に添付する散布区域が分かる地図及び事故報告書に添付する見取り図は、電子化したデータについては電子メールによることとし、電子データ以外については市町村及び農林事務所の担当課に直接提出するものとする。

第6 情報管理

本事務処理要領に基づく情報提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、岐阜県個人情報保護条例(平成10年7月1日条例第21号)、及び各市町村の個人情報保護条例に留意する。

第7 改訂

本事務処理要領は、ガイドラインの改正等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。